

# 津市屋内総合スポーツ施設設計業務共同企業体の 取扱いに関する要領

## 1 主旨

この要領は、津市屋内総合スポーツ施設設計業務（以下「業務」という。）に関し、企業連携及び協業化を促進することにより、受託能力の確保と事業者の育成を図ることを目的として、2者以上の事業者により構成される共同企業体（以下「共同企業体」という。）を委託契約の相手方とする場合の取り扱いについて、共同企業体の基本的要件に関し必要な事項を定めるものとします。

## 2 基本的要件

共同企業体は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとします。

- (1) 共同企業体の結成方法は、事業者の自主的な結成によるものとします。
- (2) 同一の事業者が2以上の共同企業体の構成員になっていないこととします。
- (3) 共同企業体の構成員数は、2者又は3者とします。
- (4) 各構成員の出資比率は、2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上とし、代表者の出資比率及び施行能力は構成員中最大とすることとします。

## 3 共同企業体としての資格審査の申請

津市屋内総合スポーツ施設設計業務に係る共同企業体としての資格審査を申請する場合は、本プロポーザルの参加申込書類の提出と同時に下記の共同企業体資格申請書等（様式12～15）を津市スポーツ文化振興部スポーツ振興課に提出してください。

- (1) 共同企業体資格申請書（様式12）
- (2) 共同企業体協定書（様式13）
- (3) 使用印鑑届（様式14）
- (4) 委任状（様式15）

## 4 資格審査

共同企業体としての資格審査については、2の(1)～(4)に掲げる要件について行うものとします。

## 5 資格審査結果の通知

資格審査結果の通知は、本プロポーザルの参加資格要件の確認結果通知とともにを行います。